

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成制度のご案内

板橋区では、「危険なブロック塀等の撤去を促進し、区民の安心・安全を守る」ことを目的とし、危険なブロック塀等の撤去・撤去後の新設に対し、助成金を交付しています。

1. 助成対象

- ① ブロック塀等が高さ1.2m以上
(上部フェンスや下部土留め、擁壁部を除く)
又は 擁壁及びブロック塀等が道路面からの合計高さ2.2m以上
- ② 道路等に面しているもの
- ③ 区で危険性があることを確認したもの
上記の①～③の条件を原則、全て満たすこと。



2. 助成対象者

撤去を行うブロック塀等の所有者
(その土地、建物の売買・賃貸を行う事業目的者は対象となりません。)

3. 助成金額

ブロック塀等の撤去 (原則、基礎まで撤去)	角地:45万円 (2方向の塀を撤去の場合) その他:30万円	面積×3万円 撤去に要する費用	} 限度額
フェンス等の新設	30万円	長さ×2万円 新設に要する費用	

※ 他新設するフェンス等で国産木材を使用した木塀を新設する場合加算有詳しくはお問合せ下さい。

※ 板橋区は山形県最上町と協定を締結しており、山形県最上町は木材の利用を推進しております。

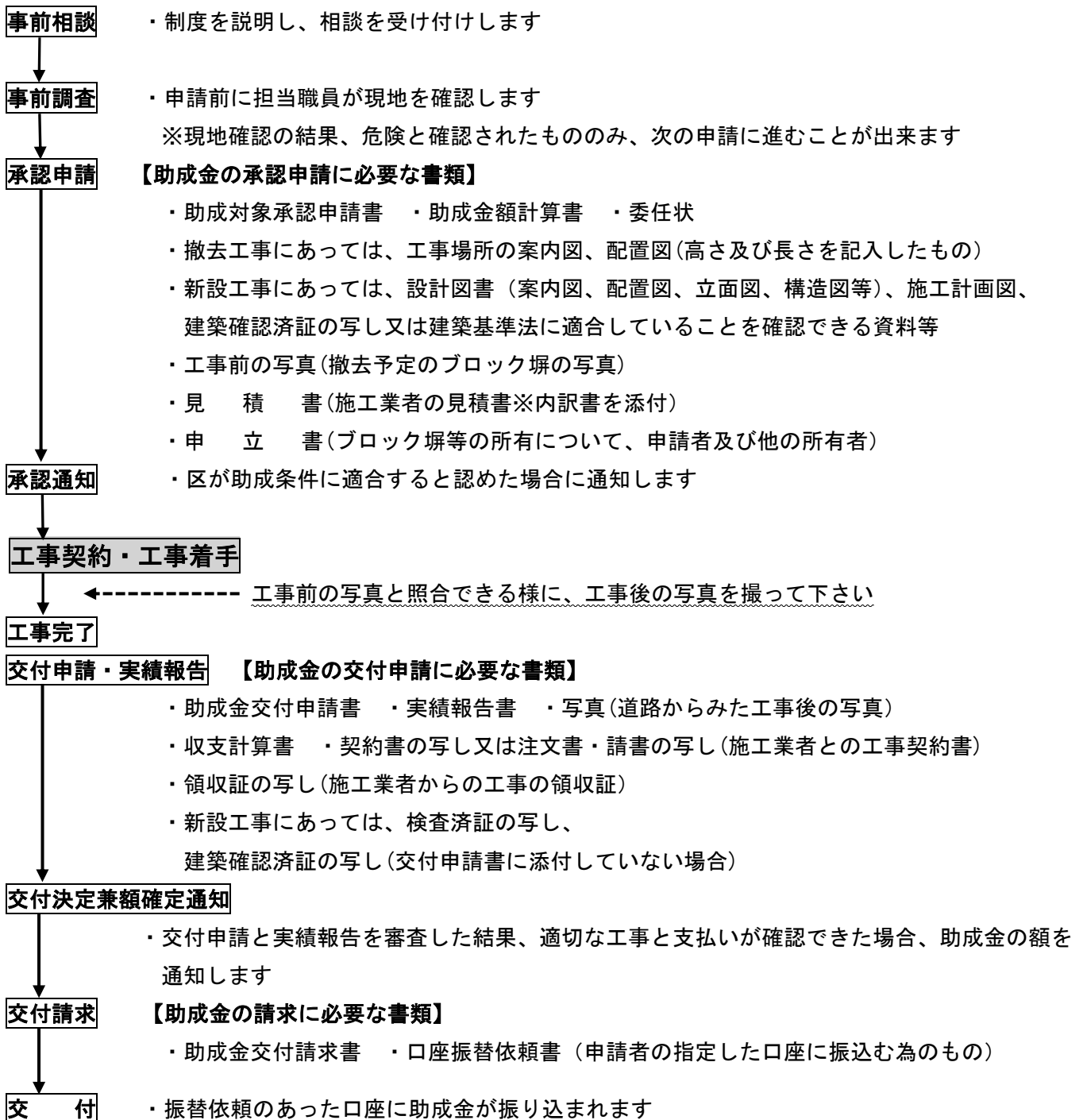
注意 令和7年3月上旬までに交付申請・実績報告を提出し令和6年度内に全ての助成手続きを完了することが必要です。年度内に承認通知を受けた工事の助成金支払いは翌年度に持ち越すことが出来ません。

4. 申請について

裏面の手続きの流れをご覧ください。

※工事契約・工事着手前に申請を行ってください。

承認前に契約・着手した場合は助成対象になりません。



※他にも要件があるため、詳細については申請前に下記連絡先までお問い合わせください。

※業者への委任払いを希望する場合は別途お問い合わせください。

【連絡先】

板橋区役所 都市整備部 建築安全課 建築耐震係 ☎03-3579-2554 (直通)

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (板橋区役所本庁舎北館 5階 11 番窓口)

※危険なブロック塀等を撤去後に、生垣などを整備する接道部緑化工事助成については、別途土木部みどりと公園課みどり推進係にお問い合わせください。